

# 鳥取県と鳥取市の愛護動物所管にお願いいたします。

鳥取県愛護動物所管殿 〒680-8570 鳥取市東町1丁目220 代表電話：0857-26-7111 ファックス/県民の声気付 0857-26-8112  
(このファクシミリが不適切に着信の際には、お手数ですが該当の所管等にお届けください。)  
鳥取市役所愛護動物所管殿 〒680-8571 鳥取市尚徳町116 代表電話：0857-22-8111 代表ファックス：0857-20-3040

鳥取県は、県内市町村などにおいて、法令順守の愛護動物対策を行ってください。  
鳥取市は、法令順守の愛護動物対策を行ってください。

## 鳥取市内の町内会が、野良ねこの捕獲駆除を計画しています。(別紙チラシ参照)

- ・ねこは、持ち主がいてもいなくても、人の生活環境で人と関りのある「愛護動物」です。(動物愛護管理法より)
- ・県などのねこの引き取りは、所有者かその他のアニマルレスキューの消防と、捨てねこ、迷いねこの他、愛護動物殺傷犯罪の警察などを対象にしています。町会が捕獲して引き渡しを計画している野良ねこの引き取りは、県などの業務から逸脱します。
- ・県などのねこの引き取りは、「飼い主の終生飼養の責務に反し、やむを得ない事態としての所有権の放棄に伴う緊急避難措置」と位置付けられています。  
持ち主のいない野良ねこの致死処分を想定した引き渡しに、県などは応じられません。
- ・持ち主のいないねこに、法定狩猟具の捕獲かごを使用する際には下記などへの配慮が必要です。
  - (1) 捕獲時の態様などにより、ねこを傷つける犯罪を犯す恐れがあります。
  - (2) 捕獲したねこをよそに捨てたり、殺したりすると犯罪です。
  - (3) ねこは占有者がいなくても法令上の愛護動物です。ねこの排除が目的としても、捕獲して「一時的に保管」する人には、愛護動物の適正な終生飼養などの責務が生まれると判断されます。
  - (4) 捕獲した野良ねこの譲り受け(新しい飼い主への譲り渡し)は、現実性が極めてとぼしく困難です。
  - (5) 犬の鑑札標と異なり、ねこには持ち主登録制度がありませんから身元表示は脱着の容易な首輪に限りません。  
持ち主権利者の判別が不可能なねこも捕獲駆除の対象になっています。

以上やそのほかの理由から、鳥取市内町会の捕獲駆除計画は法令順守の対策ではありません。

- ・鳥取市は町会に対して、法令順守の適切な愛護動物対策を指導してください。
- ・鳥取市は、ねこも命あるという考えで、住民などと同じ目的を目指しながら、住民間トラブルを巻き起こさないで行える対策を進めてください。
- ・鳥取市は、野良ねこをこれ以上増やさない対策や、既に棲息しているねこの繁殖制限の推進、近隣住民に迷惑被害を与えない工夫、そのほかの適切な法令順守対策を行ってください。

そのほかの意見や『町内の「野良ねこ」の捕獲実施のご連絡』複製チラシのある際には別紙を添えてお願いいたします。

平成19年 月 日

氏名 住所

氏名 住所

氏名 住所